

3回目は、

「意識的に相続を考える」
つまり、ご自身から子どもへの
相続について考えてみます。

相続法が変わりつつある

最初に、昨年2018年7月6日、
相続に関する民法等の規定を改正する法律が成立し、
その月の13日に公布されました。

そこで、

- ・配偶者の居住権
- ・遺産分割
- ・遺言
- ・遺留分
- ・相続の効力
- ・相続人以外の配偶者などの貢献

などが改正されて、本年（2019年）の1月13日から
段階的に施行されます。

ただ、ここではもっと相続の根本的なところを
考えていきたいと思っていますので、

改正の内容と施行の時期の詳細は、

「政府広報オンライン」を参照してください。
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201809/1.html>

相続の根本

相続法が変更になれば、
当事者の方は、
それに適した相続をするのが一番合理的です。

いかにスムーズに相続をするか、
親が子に相続をする場合でも、
その子に子どもがいるならば、
つまり孫にもスムーズに相続ができる方法を
考えておくことも必要でしょう。

つまり相続の根本には、

次の2つのことを理解し実行しないと、
相続がうまくいかないこともあるのです。

その2つとは、

(1) 親の家計の収支や貯蓄を含めた資産の総額が、
子どもが自分たちのために適切に使うために、
いつでも、渡せることのできる状況にあることです。
親が活着ている間の生前贈与も含まれます。

つまり計画的な相続ができる状況にある場合です。

また、事業を営んでいれば、
承継が可能な状態も含むことができます。

もう一つは、

(2) 親が亡くなってから、
親の残したものを相続することです。

うまく円満に相続できれば良いのですが、

親が遺言書を作成しておかないと、
子どもたちに「争続」が起こってしまったり、
準備してなかった相続税の納付が必要になったり、
親が住んでいた家が空き家になるなど、
負の相続財産の問題が生じる、
行き当たりばったりの相続です。

(1) (2) 両方の状況にある家庭や、
その状況は千差万別です。

それでは、このふたつについてより詳しく
見ていくことにします。

(1) 計画的な相続ができる家庭

この家庭は、
すでに先代からの相続で、
相続税を支払っている資産を保有している場合も多く、
日頃から、
相続について関心があります。

また、お金を効率的に回そうと考えている親も多く、

子ども家族にお金の必要な時に、

例えば、
住宅を購入する資金や
孫の教育資金
などに優遇税制を的確に利用して、
親が活着ている間から、
親の生活の心配をすることなく、
相続を始めることが可能です。

(2) 行き当たりばったりの相続の家庭

一方で、こちらの相続は、

親が相続の認識のない場合があり、
残された子どもが困ることもあります。

例えば、
親の資産は、マイホームのみだから
相続税の心配はないと思って、
相続は無縁と思って親が生涯を閉じ、
複数の子どもがいた場合、

親の資産は、
貯蓄はほとんどなく、
その一軒のマイホームだけだったら、

どのように、遺産分割をするのか？

残された子どもは話し合いが必要になります。

その家を売却して得たお金を均等に分けるか、

また、兄弟のうちだれかがその家を所有して、
ほかの兄弟は、
その所有した兄弟から家の資産価値を
均等に分割した分のお金を受け取るか、
という選択肢もあるでしょう。

こんなこともあります。

すでに、子どもたちはそれぞれの家族をもっていて、
自宅も所有していた場合に、

親の住んでいた場所（実家）が、
郊外の買い手も付かないような物件の場合、

資産価値は低くても
毎年の固定資産税の負担、
空き家になった実家の保守費用の負担など、
親が亡くなったことにより、
子どもも家計の負担が多くなる。

といったことです。

このような問題が起こることを想定して、
親の生前中に
親子で話し合い問題が起こらないように、
善後策を検討しておく必要があります。

対策を考える

つまり、
（１）の場合でも
（２）の場合でも、
親は、どのようにご自身の資産を分割するのか、
子供の意見も聞きながら、
その案を子どもに示し、
子どもが納得する資産の分割案を
考えておく必要があります。

これは、親がすることです。

また、（１）の場合、
親子で相続税の納付対策が必要です。

（２）の場合は、
正直なところ、親もどのように
相続をしたら良いのかわからず、
自分が亡くなった後、
子どもたちがもめないように、

ご自身の資産を分けてほしい

というのが本音でもありましょう。

子どもたちが、うまく分けることが
出来ればよいのですが、
子どもたちにも相続の知識が乏しい場合もあり
中には「欲」に任せて、
また、配偶者や知り合いから聞いた例を鵜呑みにして
主張ばかりをして、
「争続」になる場合もあるようです。

親も、充実した老後の生活を送るために、

現役中から、
ご自身の資産をリストアップして、
実はここに結構時間がかかります。

そして、
ご自身の資産の分割案を考えてみましょう。

この作業で、
思ってもみなかった、
相続税の納付が必要だ
ということがわかることもあります。

繰り返しますが、
この一連の作業には時間がかかります。

思い立った時から始めないと、

子どもが困ることになるかもしれません。

■「人生の添乗員 (R)」からのワンポイントメッセージ

充実した老後を過ごすためには、

遺言書を書くことも目標に、

資産の洗い出しをしてみましょう

子どもがお金のいるとき

生前贈与が可能かもしれません

*****:
■人生の添乗員（R）牧野寿和のプロフィール
*****:

日本で唯一「人生の添乗員（R）」を名乗れる

公正中立な独立系ファイナンシャルプランナー

開業 16 年目

1958 年 名古屋市生まれ、大学（東海大学卒業）以外は、名古屋で生活をする。

1982 年～2001 年 旅行会社に勤務。業務で世界各地を廻っていた時、日本の方と他の国の方々のお金との付き合い方の違いを感じていた。そんな時渡米した折に、初めてファイナンシャルプランナーの存在を知り、日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003 年 牧野 FP 事務所を創業。
2018 年から牧野 F P 事務所合同会社を設立。

これまでに、延べ 900 件以上の様々な相談に対応。

現在は、相談者へのプランニングの助言と提案を主な業務とし、

相談者に、安心できる生活が送れるように、

丁寧な業務を心がけている。

<保有資格>

- ・ NPO 法人日本ファイナンシャルプランナーズ（FP）協会 CFP（R）認定者
- ・ 1 級ファイナンシャル・プランニング技能士（資産設計提案業務）
- ・ 福祉住環境コーディネーター
- ・ 総合旅行業務取扱管理者 など

<取材協力>

メ～テレ（名古屋テレビ）「UP！」

<出版>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない!
頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

なぜ、「人生の添乗員 (R) 」なのか？

詳しいプロフィールはこちらから
http://www.makino-fp.com/documents/fpmakino_009.pdf

現在、相談を受けている方は、名古屋市内はもとより
愛知、岐阜、三重県、
ご紹介をいただいて、首都圏や関西にも
足を延ばす機会が増えてきました。

「人生の添乗員 (R) 」どこまでも行きます。

他人を気にすることなく、
相談者ご自身にとって
有益な提案を心がけています。

■編集後記

自分の財産は自分で使い切ってしまう！

と、豪語される方がみえます。

立つ鳥、跡を濁さず

で、あれば良いのですが……

【人生の添乗員 (R) 】からのワンポイントメッセージ

来週もご愛読のほど、
よろしくお願い申し上げます。

「人生の添乗員」「人生の行程表」は牧野寿和の登録商標です

■ 【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

発行：

牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和
〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町2-86

■登録・解除は、ご自身でお願いいたします。

こちらから出来ます。

<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

■本メルマガに関するご意見・お問い合わせはこちらまで
お願いいたします

E-MAIL : makino.fp@beach.ocn.ne.jp

牧野FP事務所合同会社 公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

■記事内容に関してのトラブル等について当方では一切責任を負いかねます。
ご自身の責任でご判断下さい。
